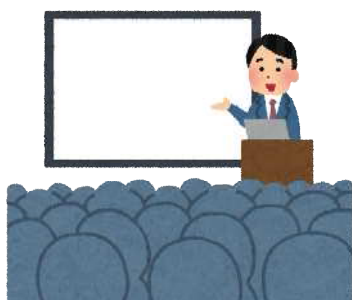


子育てについて学べる
学習会を応援！

家庭教育 応援制度

令和6年度
前期利用
団体募集



子育ての不安や悩みを解決する
学習会を開催してみませんか？



保護者向けに、家庭教育や子育てに関する
学習会を開く際の講師謝礼を区が補助します。
オンラインでの開催も対象となります。

(動画配信等は除く)

※1団体につき、6,000円～30,000円まで

申込方法や講師謝礼の詳細は、2～4ページをご確認ください。

開催方法などご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

【お問合せ】

葛飾区教育委員会事務局
地域教育課 地域家庭連携係

(区役所4階406番)

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

☎ 03(5654)8589

【申込期限】

令和6年5月10日(金)【必着】

葛飾区「家庭教育応援制度」
のページはこちらから



☰ 申込方法



前期募集概要

●学習会の実施時期

令和6年5月25日（土）から令和6年10月14日（月）までに実施する学習会が対象です。

●対象団体

子育てサークル、保育園・幼稚園・学校、PTA、父母会、地域の青少年育成団体など、子どもの育成に関わる活動を行っている団体です。

●募集団体数

※応募多数により、抽選となる場合がございます。

24団体程度

なお、結果は、5月下旬に申請団体へ通知します。

3ページからの【募集要項】と【Q&A】も必ずお読みください。

郵送又は持参、もしくは電子申請でお申し込みください。

必要書類

- 申請書
- 団体の規約・会則（又はそれに代わるもの）※1
- 会員名簿 ※1※2

※1 保育園・幼稚園・学校が応募する場合は、申請書のみご提出ください。

※2 提出された会員名簿などの個人情報、適正に管理し、他の目的には使用しません。また、学習会終了後に処分いたします。

なお、返却を希望する場合は申請時にお申し出ください。

●郵送又は持参の場合

必要書類3点をご用意して下の宛先にご提出ください。

〒124-8555 葛飾区立石5-13-1

葛飾区教育委員会事務局 地域教育課 地域家庭連携係 行

●電子申請の場合

下のQRコード又は区公式サイトから申し込みください。



【申込期限】

令和6年5月10日（金）必着



！ 募集要項

対象となる団体

✓すべてを満たしていることが条件です

- 区内に活動主体を置いていること。
- 団体の構成員が5人以上で、その半数が区内在住、在勤又は在学の者であること。
- 政治、宗教又は営利を目的とする団体でないこと。
- 同一年度内に、公共団体等から学習活動等に関する補助金等を受けていないこと。

対象となる学習会

✓すべてを満たしていることが条件です

家庭教育や子どもの育成に関わる内容で、保護者向けに行う学習会であること。



- 親子のコミュニケーション ● 思春期の子どもとの接し方
 - インターネットやスマートフォン・携帯電話とのつきあい方
 - 就学前の心構え ● 子どもの心と体の健康 ● 正しい生活リズム
 - 食育 ● 社会のルールやマナー
- 等 家庭教育や子どもの育成に関するもの



- 職員、構成員のための研修
- レクリエーション、娯楽のみのもの（運動、ダンス等）
- 技術の習得のみを目的とするもの（料理教室、手芸教室、外国語教室等）
- リフレッシュのみを目的とするもの（アロマセラピー、演奏会等）
- 子どものみを対象としているもの（工作教室、科学遊びなど）

- おおむね15人以上の保護者の参加が見込め、かつ2時間程度の学習会であること。
- レクリエーションや娯楽を主目的とした学習会でないこと。
- 技術の習得を主目的とした学習会でないこと。
- 申請団体の構成員を講師とした学習会でないこと。

学習会の実施時期

令和6年5月25日（土）から令和6年10月14日（月）まで

その他

学習会に託児者及び手話通訳者その他これらに準ずる者が必要な場合は、講師謝礼と別に謝礼を補助できる場合があります。

Q 家庭教育応援制度 Q & A

Q. 学習会の日程や内容はどのように決めたらよいですか？

- A. 日時・会場・講師・学習内容等、学習会の詳細は団体で自主的に決めてください。対象となる学習会のテーマについては、3ページ及び5～8ページを参考にしてください。学習会を実施する団体が、講師との事前交渉や内容の打合せ等も行ってください。

Q. 学習会を開きたいのですが、講師がなかなか見つかりません。紹介制度などありますか？

- A. どうしても見つからない場合や、予定していた講師と都合がつかない場合は、講師を紹介できる場合があります。5～8ページのヒント集をご覧ください。ただし、講師の紹介を確約するものではありません。

Q. 講師謝礼は自由に決めることができますか？

- A. 謝礼額は、講師の区分により教育委員会が決定します。下の表を参考にしてください。講師区分が分からない場合は、講師に謝礼額を提示する前に必ずご相談ください。謝礼の支払いは、学習会の実施後に、講師ご自身の口座への振込となります。

講師区分

謝礼額

大学教授	1時間あたり 15,000 円
大学准教授	1時間あたり 11,000 円
大学助教・助手・講師	1時間あたり 9,000 円
民間団体代表	1時間あたり 9,000 円
民間技術指導者	1時間あたり 7,000 円
葛飾区立小中学校長・副校長	1回あたり 7,000 円 ※職務の場合は支給しない
葛飾区立小中学校 主幹教諭・教諭	1回あたり 6,000 円 ※職務の場合は支給しない

※講師謝礼の上限は、1団体につき30,000円です。

Q. 託児者等の謝礼は自由に決めることができますか？

- A. 謝礼額は、下の表を参考にしてください。謝礼の支払いは学習会の実施後に、託児者等ご自身の口座への振込みとなります。

講師区分

謝礼額

託児者・手話通訳者等 1時間あたり 1,600 円

※託児者・手話通訳者等の謝礼の上限は、1団体につき8,000円です。

Q. 学習会開催中の託児をしてもらえない託児者が見つかりません。紹介制度などありますか？

- A. どうしても見つからないときは、地域教育課へご相談ください。託児者を紹介できる場合があります。ただし、託児者の紹介を確約するものではありません。

Q. 学習会のテーマを変えて複数回実施できますか？

- A. 家庭教育応援制度の申込みができるのは、1団体につき年1回です。

Q. 学習会を団体以外の方にも公開できますか？

- A. 学習会は団体以外の方にも公開することができます。ご希望があれば、広報かつしかや葛飾区公式サイトへ学習会参加の募集を掲載することができます。(広報かつしかへの掲載は7月5日号以降となります。)例えば、保育園・幼稚園の父母会や小学校PTAが、地域の方や就学前のお子さんをもつ保護者に公開するなど、団体以外の方への学習会の公開もご検討ください。